

入 札 説 明 書

令和 8 年札幌市告示第 47 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 8 年 1 月 8 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課役務契約担当（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称(全 8 件)

ア 中央図書館清掃業務

イ 曙図書館清掃業務

ウ 札幌市子ども発達支援総合センター清掃業務

エ 西区役所及び西区役所分庁舎清掃業務

オ 豊成支援学校清掃業務

カ みなみの杜高等支援学校清掃業務

キ 北翔支援学校清掃業務

ク のぞみ分校清掃業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

仕様書による。なお、仕様書は札幌市ホームページの「入札契約案件情報－令和 7 年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）」からダウンロードできる。

(3) 履行期間

上記(1)の案件すべて：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 か月）

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清

掃業」に登録されており、かつ、上記 3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

- ・ アからキまでの案件：A又はB
- ・ クの案件：等級問わず

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記 1 参照）

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第 2 条第11号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- d 組合の理事

- e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第 2 項又は会社更生法第67条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねてい

る場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(7) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者で、かつ、その本店（札幌市内の事業部門を含む。）において次の要件を充たしている者であること。ただし、オの要件にあつては上記3(1)のウの案件のみに適用する。

ア 建物清掃業(中分類)に係る令和8～11年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること（審査結果は令和8年1月末を予定）。

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に基づく建築物清掃業又は第8号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録（有効期間の更新手続き中のものを含む。）を、札幌市内の本店所在地にて受け、かつ、その登録の有効期間内に以下5(2)の入札書提出期限日が含まれている者であること。

ウ 社会保険適用事業所の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している3カ月分の被用者（健康、厚生年金、介護）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書の写しが提出できること。

エ 労働保険の加入事業者の証として、入札告示日前後に納付期限が到来している全期分（分割納付の場合3期分）の労働（労災及び雇用）保険料の納付証書（領収書）又は領収済通知書の写しが提出できること。

オ （一財）医療関連サービス振興会が定める認定基準を充たしているとして当法人より「医療関連サービスマーク（院内清掃）」の認定を受け、その認定が入札書提出期限日現在有効期間内にある者であること。

(8) 本公告に示した清掃業務の遂行に関する賠償責任保険（参加者が請負う清掃業務すべてが補償対象となるものに限る。）に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア 個別業務のみを補償対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険（更新を除く。）

(9) 入札告示日を起点とした過去5年間に於いて、上記3(1)に掲げる案件ごとに、仕様書に掲げる清掃対象延床面積以上（建物外部を除く）の建物清掃業務の履行実績が1年以上（受託者の指揮命令下のもと従事者が日常的に当該業務を行うものに限る。）を有すること。

(10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であつて、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(9)に定める資格について次のとおりとする。

ア 上記(7)アの要件：当該組合

イ 上記(7)イ、オ及び(9)の要件：当該組合又は組合員（組合が指定する本店所在地が札幌市

内の組合員。以下のウにおいて同じ。)のいずれか
ウ 上記(7)ウ、エ及び(8)の要件：組合員のすべて

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は札幌市ホームページの「入札契約案件情報－令和7年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）」からダウンロードできる。

(2) 入札書の提出期限

上記3(1)に掲げる案件すべて：令和8年2月6日(金)16時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 開札日時

- ・アの案件 令和8年2月9日(月) 9時30分
- ・イの案件 令和8年2月9日(月) 10時00分
- ・ウの案件 令和8年2月9日(月) 10時30分
- ・エの案件 令和8年2月9日(月) 11時00分
- ・オの案件 令和8年2月9日(月) 11時30分
- ・カの案件 令和8年2月13日(金) 9時30分
- ・キの案件 令和8年2月13日(金) 10時00分
- ・クの案件 令和8年2月13日(金) 10時30分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：ア～クまでの案件すべて次のとおりとする。

札幌市役所本庁舎14階北側入札室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(4) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。提出にあたっては以下に留意すること。なお、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は別紙1の様式にて作成し、その入札書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年2月〇日〇〇時〇〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 入札書を持参により提出する場合は、上記アに基づき作成した封書（入札書）を、上記2の場所に上記(2)に掲げる提出期限までに直接提出すること。

ウ 入札書を送付により提出する場合は、上記アに基づき作成した封書（入札書）を、更に封筒に入れ（二重封筒とすること。）、外封に「令和8年2月〇日〇〇時〇〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)に掲げる提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙2）を入札書とともに提出すること。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

カ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができるものとする。

(5) 入札保証金 免除

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえに定める審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに代わる担保を提供しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件が欠けていたとき。

7 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別紙3のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日までとする。なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記6(3)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記(1)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

8 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり書面又は電子メールにより提出すること。なお、原則として電話及びFAXによる質問は受け付けない。

ア 提出期限

上記3(1)の案件すべて：令和8年1月21日(水)17時00分(送付による場合は必着)

イ 提出先

(ア) 持参又は送付の場合：上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇清掃業務の質問について」とすること。

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和8年1月26日(月)までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市ホームページ内の「令和7年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）ページ」に掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

エ 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領及び札幌市競争入札参加者心得を遵守しなければならない（本市規程は札幌市のホームページ「契約制度情報-契約関係規程類」を参照）。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ 提出方法

提出は持参又は送付（電子メールによる送信可）による。

(5) 積算について

別記4「清掃業務の委託料の積算について」参照。